

税務・財務情報 第3101号

消費税率がついに 10%に引き上げられます！

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

消費税率がついに 10%に引き上げられます！

～ 税率引き上げに伴う税制上の経過措置や特例措置のご紹介 ～

1 はじめに

平成元年に消費税が導入されてから約 30 年。これまでに 2 回の消費税率引上げが行われて来ましたが、平成 31 年 10 月 1 日(※)より消費税率が 10%へと引上げられる予定です。消費税率の引上げに伴って、飲食料品や定期購読契約による新聞などの物品にあっては、現在の税率を据置く軽減税率制度が適用されますが、その他にも税制上の措置がいくつか講じられます。今回はそれらの経過措置や特例措置のうち身近なものについてご紹介します。

※ 平成は、31 年 4 月 30 日で終了の予定ですが、執筆時点ではその後も引続き法律上平成表記で規定されているため、本稿でも以下その通りに記載しています。

2 消費税率引上げによる経過措置

(1) 経過措置とは

消費税の新税率（10%）は、税率引上げの施行日（平成 31 年 10 月 1 日）以後に行われる全ての取引（軽減税率の対象となるものを除く）につき原則として適用されますが、施工期間が長期に渡るような請負工事などの一定の取引にあっては、同日以後の取引であっても旧税率（8%）を適用することができる措置が設けられています。これを経過措置といい、経過措置が適用される取引として改正法附則に 10 項目が規定されています。

(2) 主な経過措置の内容（一部抜粋・要約）

①旅客運賃等

施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間にその料金等を領収しているもの

（例）平成 31 年 10 月 5 日に乗車する新幹線の乗車券や、入場する遊園地の入場券を同年 9 月 25 日に購入する場合には、乗車日や入場日にかかわらず旧税率が適用されます。

②請負工事等

平成 25 年 10 月 1 日から指定日（平成 31 年 4 月 1 日）の前日までの間に締結した工事に係る請負契約に基づき、施行日以後に目的物の引渡しを行う場合における、こ

の資産の譲渡

(例) 平成 31 年 3 月 15 日に契約を締結した注文住宅の建築やソフトウェアの開発で、その目的物の引渡しが同年 10 月 20 日であった場合には、その引き渡しの日にかかわらず旧税率が適用されます。

③資産の貸付（リースなど）

平成 25 年 10 月 1 日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付け（一定の要件を満たすものに限る）に係る契約に基づき、施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合における、施行日以後に行う当該資産の貸付け

(例) 平成 31 年 3 月 10 日に締結した契約に基づいて行われるリース取引で、施行日前からリースが開始されている場合には、リース契約期間中のリース料の支払いが施行日から数年経過していても旧税率が適用されます。

(3) 経過措置を適用する上での注意点

請負工事や資産の貸付けで経過措置の適用を受けるためには、指定日の前日までに契約の締結を行う必要があります。また、その日までに契約を締結していても、追加の工事等が発生してその金額が増額される場合には、その増額分については新税率が適用され、経過措置は適用できません。

なお、これらの場合に契約書その他の書類の作成の有無は経過措置を受ける要件となっておりませんが、その適用要件を満たすことについて客観的に明らかにできるようにしておく必要があります。

3 住宅ローン控除の適用期限の延長と控除限度額の増額

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）とは、個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築や取得などを行い、自己の居住の用に供した場合に一定の要件を満たせば、その住宅ローン等の年末残高を基に計算した金額を、各年分の所得税額から控除する制度です。

消費税率の引上げに伴って、住宅ローン控除の適用期間が平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年 6 ヶ月延長されることになりました。また、取得するマイホームなどに適用される消費税率が新税率である場合には、所得税額から控除できる限度額が旧税率の場合に比べて 20 万円増額されることとなっています。

居住の用に供した年月日	適用される消費税率	控除期間	控除限度額
平成 26 年 1 月 1 日 ～33 年 12 月 31 日	旧税率（8%）	10 年	20 万円
	新税率（10%）	10 年	40 万円※

※取得するマイホームが優良住宅の場合、控除限度額は 50 万円までとなります。

4 住宅取得等資金の贈与税の非課税

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度とは、父母や祖父母などの直系尊属からマイホームを購入するための資金（住宅取得等資金）の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすときは、下記の表の金額まで贈与税が非課税となる制度です。

消費税率の引上げに伴って、この制度の適用期間が平成33年12月31日まで延長されることになりました。なお、この制度を利用して取得するマイホームに適用される消費税率が新税率である場合には、その取得に係る契約が平成31年4月から32年3月までの間になされるものに限って3,000万円（優良住宅以外は2,500万円）まで贈与税が非課税となります。この場合、非課税となる金額の判定は、実際に金銭を贈与した日ではなくマイホームを取得するための契約を締結した日で行うことになるので注意が必要です。

取得に係る 契約年月	旧税率（8%）適用		新税率（10%）適用	
	優良住宅	優良住宅以外	優良住宅	優良住宅以外
平成28年1月～ 31年3月	1,200万円	700万円		
平成31年4月 ～32年3月	1,200万円	700万円	3,000万円	2,500万円
平成32年4月 ～33年3月	1,000万円	500万円	1,500万円	1,000万円
平成33年4月 ～33年12月	800万円	300万円	1,200万円	700万円

5 まとめ

今回は消費税率の引上げに伴って講じられる税制上の措置について身近なものをいくつかご紹介しました。消費税率の経過措置は、施行日をまたぐような取引の全てに適用されるわけではないので、その適用の可否を取引ごとに慎重に判断する必要があります。

消費税率は平成26年に8%へ引上げられた後、2回の延期を経てついに10%へと引上げされることとなりました。生活に最も身近な税金の一つでもある消費税の税率の引上げは家計に大きな影響を与えると考えられます。特に、住宅の購入は、その影響が大きいので消費税率の引上げに伴って、住宅ローン控除の控除限度額や住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額が拡充されます。これらの制度は、その取得日や契約年月日などにより適用される金額などに差がありますので、ご利用を検討される場合は、弊社担当者までご相談ください。